

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程

(目的)

第1条 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第14条第2項の規定に基づき、県民・企業等の幅広い協力を得て、第79回国民体育大会に向けた募金・協賛の推進を図るため、募金・協賛推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募金・協賛の推進に関する方策についての調査に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 特別委員会は、会長が委嘱した特別委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から特別委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員)

第4条 特別委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、特別委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 特別委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 3 特別委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 特別委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員長が指名する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。